

枚方市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、枚方市国民保護協議会条例（平成17年枚方市条例第54号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、枚方市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の会議の招集）

第2条 会長は、条例第4条第1項に基づき協議会の会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

（協議会の会議の代理出席）

第3条 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できないときは、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、当該会議の議事について、委員とみなす。

（協議会の副会長）

第4条 協議会に副会長を置き、枚方市副市長にある者をもって充てる。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、条例第3条の規定によりその職務を代理する。

（協議会の会議の公開）

第5条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って公開しないことができる。

（幹事会）

第6条 条例第5条に規定する幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
2 会長は、必要に応じ、幹事の会議を招集することができる。
3 幹事の会議の議長は、幹事のうちから会長が指名する。
4 幹事の会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

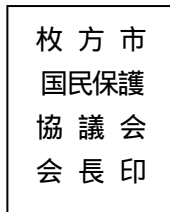
（会議の記録）

第7条 協議会の会議、幹事の会議及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(公印)

第8条 会長の公印を次のように定める。

(1)印影



(2)書体 てん書

(3)寸法 24 ミリメートル平方

(4)印材 つげ

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、枚方市国民保護主管部署が担当する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 月 日から施行する。

